

令和6年5月20日

団体経由産業保健活動推進助成金の交付申請受付終了日の取扱について

団体経由産業保健活動推進助成金は、当該年度の予算上限に達した場合、交付申請締切日より前に受付を終了することとしております。終了日の取扱については、以下の通りとします。

1. 予算執行状況の公表について

助成金の申請が予算の一定の割合に達した以降、予算執行状況について、(独)労働者健康安全機構(以下「機構」といいます。)ウェブサイト(<https://www.johas.go.jp/>)において、前週の最終営業日18時時点の状況を、翌営業日の12時までに公表します。

2. 申請期間の最終日について

(1) 交付申請額が予算上限に達した日の前日までに機構に到着したものを受け付けます。予算上限に達した日及び翌日以降に到達した申請は受理いたしません。

(2) 予算上限に達した日は、機構ウェブサイト上で公表します。

※ 電子申請の場合、申請期間の終了間際は、アクセスが集中し、通信が不安定になることがあります。時間に余裕を持って申請を行ってください。事務局は、インターネット回線の切断、混雑、通信業者の業務中断等、事務局の重過失によらない事故等による申請者および第三者の損失に一切責任を負いません。

※ 申請期間が終了したことにより生じるいかなる損失についても、機構は一切の責任を負いません。

3. その他注意事項

(1) 申請状況により、審査に通常より時間を要することがあります。

(2) 提出した申請書類に不備・不足がある場合、機構は訂正期限を設定して不備の訂正を求めます。理由なく訂正期限を超過するなど適切に御対応いただけない場合は、交付決定手続きを行いませんのでご注意ください。

<事務局>

(独)労働者健康安全機構 勤労者医療・産業保健部 産業保健業務指導課